

＝ 藤沢商工会議所貿易関係証明発給手続きのご案内 ＝

1. 貿易登録（誓約）について

藤沢商工会議所で貿易関係証明を受けようとする時は、「貿易関係証明に関する誓約書（申請者・代行業者）」、「貿易関係証明（申請者・代行業者）業態内容届」、「貿易関係証明申請者署名届」の提出が必要です。（用紙は藤沢商工会議所窓口でお渡しています。代行業者登録の場合、貿易関係証明申請者署名届は不要です。）

2. 登録手続きと登録料

（1）提出書類

- ◆法人の場合：貿易登録書類のほかに履歴事項全部証明書（1通）・印鑑証明書（1通）
- ◆個人事業主の場合：貿易登録書類のほかに住民票（1通）・印鑑証明書（1通）、個人事業主であることを証明する資料
- ※履歴事項全部証明書・住民票・印鑑証明書は、発行日が3ヶ月以内の原本
- ※中古品を取扱う場合は、神奈川県公安委員会発行の古物商許可証の photocopy
- ※代表者が外国人の場合、在留カード（両面）の photocopy
- ※事業所所在地が藤沢市外の場合は、「貿易関係証明申請者の地区外登録について」（理由書）
- ※必要に応じて、別途書類をご提出願うことがあります。

（2）登録料 ◆会 員：無料 ◆会員以外：3,150円（10%税込）

3. 登録有効期限 登録日より起算し 2年間（失効した場合は、理由を問わず証明の発給はできかねます。）

4. 登録の更新 2. の手続きと同様です（有効期限月の前月1日より手続き可）

5. 証明取得の手順

- （1）藤沢商工会議所会頭宛に①「貿易関係証明発給願い」、②典拠書類（コマーシャルインボイス：当所へ登録済の肉筆サイン入り）と③証明文書（当所控え1部を含む）を添付し、藤沢商工会議所窓口へ 直接ご提出下さい。（窓口業務時間外及び郵送等による受付・発給は行っておりません）
- （2）発給日について
申請が午前の場合は翌営業日の午前以降に発給・申請が午後の場合は翌営業日の午後以降に発給
*即日発給をご希望の場合は、事前予約の時間にご来所下さい。（受付は16時まで）
（混雑状況や内容等により、翌営業日以降に発給する場合があります）

6. 証明手数料

1件につき 当所会員：1,050円（10%税込） 非会員：2,100円（10%税込）

7. 窓口業務時間

9時～17時（土日、休日、年末年始を除く）

8. その他

- （1）登録及び相談は、事前予約の時間にご来所下さい。
- （2）訂正している文書は受付いたしません。
- （3）当所では、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給は行っておりません。
- （4）和文以外の、会員証明、日本法人証明、営業証明は日数がかかります。（即日発給対象外）

9. 料金等（10%税込）

		会 員	非会員
原産地証明書用紙 100 枚	1 束	6 8 0 円	1, 3 6 0 円
誓約書	1 枚	無 料	1 1 0 円
業態内容届・署名届	1 枚	無 料	1 1 0 円
申請事務マニュアル	1 冊	3 2 0 円	6 3 0 円

10. ご来所予約及びお問合せ先

業務管理部：TEL.0466-27-8888(代) FAX0466-27-8664

(2023.8.1)